

令和5年第1回上里町議会定例会会議録第4号

令和5年3月10日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第2 1（町長提出議案第15号）令和5年度上里町一般会計予算について
日程第2 2（町長提出議案第16号）令和5年度上里町国民健康保険特別会計予算について
日程第2 3（町長提出議案第17号）令和5年度上里町介護保険特別会計予算について
日程第2 4（町長提出議案第18号）令和5年度上里町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第2 5（町長提出議案第19号）令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第2 6（町長提出議案第20号）令和5年度上里町水道事業会計予算について
日程第2 7（町長提出議案第21号）令和5年度上里町下水道事業会計予算について
-

出席議員（14人）

1番 石井慎也君	2番 伊藤覚君
3番 金子義則君	4番 戸矢隆光君
5番 高橋勝利君	6番 飯塚賢治君
7番 猪岡壽君	8番 齊藤崇君
9番 植原育雄君	10番 高橋正行君
11番 新井實君	12番 杳澤幸子君
13番 高橋仁君	14番 黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 山下博一君	副町長 島田邦弘君
教育長 齊藤雅男君	総務課長 山下容二君
総合政策課長 坪本和馬君	税務課長 山田隆君

くらし安全課長	間々田	亮	君	町民福祉課長	亀田	真司	君
子育て共生課長	飯塚	郁代	君	健康保険課長	及川	慶一	君
高齢者いきいき課長	間々田	由美	君	道路整備課長	宮下	忠仁	君
まちづくり推進課長	吉田	広毅	君	産業振興課長	吉村	貴文	君
会計課長	小暮	伸俊	君	教育総務課長	望月	誠	君
教育指導課長	小久保	幹則	君	生涯学習課長	金井	憲寿	君
上下水道課長	根岸	利夫	君				

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 飯塚剛

◎開 議

午前9時1分開議

○議長（黛 浩之君） 本日の本会議に先立ち連絡いたします。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災は、明日で12年を迎えます。東北地方の太平洋沿岸地域では、地震に伴う大津波により、数多くの方々の尊い命が失われました。上里町議会は、今期定例会において、ここに議会関係者の皆さんとともに、大震災で被災され、犠牲となられた方々に心から御冥福を祈り、1分間の黙禱を行います。

御起立をお願いいたします。黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（黛 浩之君） 黙禱を終わります。御着席ください。御協力ありがとうございました。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第21 町長提出議案第15号 令和5年度上里町一般会計予算について

◎日程第22 町長提出議案第16号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計予算について

◎日程第23 町長提出議案第17号 令和5年度上里町介護保険特別会計予算について

◎日程第24 町長提出議案第18号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第25 町長提出議案第19号 令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程第26 町長提出議案第20号 令和5年度上里町水道事業会計予算について

◎日程第27 町長提出議案第21号 令和5年度上里町下水道事業会計予算について

○議長（黛 浩之君） 日程第21、町長提出議案第15号 令和5年度上里町一般会計予算について、日程第22、町長提出議案第16号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第23、町長提出議案第17号 令和5年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第24、町長提出議案第18号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第25、町長提出議案第19号 令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第26、町長提出議案第20号 令和5年度上里町水道事業会計予算について、日程第27、町長提出議案第21号 令和5年度上里町下水道事業会計予算について、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

まず、御提案申し上げました議案第15号 令和5年度上里町一般会計予算について御説明いたします。

初めに、予算編成に対する基本的な方針につきまして御説明いたします。

政府は、令和5年度の予算編成の基本的な方針といたしまして、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰など経済環境の厳しい状況から、国民生活と事業活動を守り抜くとともに、我が国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、「物価高騰克服・経済再生実現のための総合経済対策」を策定し、これを速やかに実行に移すとしております。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」に沿って、足元の物価高騰を克服しつつ、経済再生の実現に向け、重要な政策課題について必要な予算措置を講じるなど、めり張りの効いた予算編成を行うとしております。

さて、上里町における令和5年度予算編成に当たりましては、町の将来像でございます「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウンかみさと”」の実現に主眼を置くとともに、効果的かつ持続可能な行財政運営に向けまして、主要事業への重点配分や事業規模の見直しなど、歳出予算の適正化をはかったところでございます。

主要事業といたしましては、第5次上里町総合振興計画、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に加え、町長公約に関する事業がございますが、令和5年度の大きな特徴といたしましては、上里町公共施設等総合管理計画及び上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づきまして、施設の複合集約化、関連施設との連携強化及びDXの推進によりまして、サービス水準を維持しながらも利便性を向上させ、施設運営の効率化と行財政運営の健全化のために、保健センター等複合施設建設事業の予算化を行いました。

また、令和4年度に引き続き、児玉工業団地線や神流リバーサイドロードの重点実施、神保原駅北まちづくり事業の推進など、都市づくりの強化につきまして、積極的な予算化を行っております。

その他の特徴といたしましては、旧コミュニティセンター解体工事などにより総務費が増額、長幡児童館・長幡公民館複合化改修工事などにより民生費が増額、七本木小学校改修工事などにより教育費が増額となっております。

また、地方債の償還である公債費につきましては減額となりましたが、依然として高い水準を継続しております。地方債の償還財源といたしまして、減債基金繰入金2億円を計上したところでございます。このように、効率的な地方債の発行と減債基金の適切な運用によりまして、

社会保障費など、町民生活を支えるための財源を確保するとともに、地方交付税総額の維持に努めてまいります。

次に、歳入でございます。

国内の経済状況は、全国旅行支援の実施などによりまして個人消費が伸びたほか、設備投資・公共投資も増加しております。加えて、インバウンド需要の急回復に伴い輸出も増加し、実質GDPの成長率を押し上げたとされております。

一方で、終息の見えない新型コロナウイルスの流行につきましては、我が国の経済面に深刻な影響があるばかりではなく、健康被害防止に向けた衛生面での対応も必要となっております。今後はウィズコロナの下、国や県、近隣自治体と連携を取りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立をはかるため、迅速かつ柔軟に、必要な対策を行ってまいりたいと考えております。

さて、県内の経済状況に目を向けますと、埼玉県経済動向調査によれば、消費者物価は上昇し、雇用情勢や消費状況は持ち直しの動きが見られ、生産活動は一進一退の動きが見られることから、「埼玉県の経済は、供給面での制約の影響が見られるものの、緩やかに持ち直している。ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」との総合判断が示されております。

このような背景の中、令和5年度歳入予算の主な特徴といたしましては、歳入の根幹をなす町税におきまして、前年対比1億3,792万2,000円の増額を見込み、39億4,051万7,000円を計上いたしました。

その他、特徴的なものを申し上げますと、地方消費税交付金が前年度比16.4%の増額、地方交付税が前年度比7.1%の増額、国庫支出金が道路関係や新型コロナウイルスワクチン接種関連、出産・子育て応援事業に係る国庫補助金の増などによりまして、前年度比7.3%の増額となっております。

また、寄附金がふるさと納税の増により、前年度比695.9%と大幅な増額となっております。

また、町債が対象事業の増により、前年度比130.4%の増額となっております。

以上が予算編成に関する基本的な方針でございます。

それでは、議案の提案理由説明をさせていただきます。

恐縮です。令和5年度上里町一般会計・特別会計・企業会計予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105億8,340万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によると規定するものでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によると規定するものでございます。

第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費、こちらは（ただし、報酬及び旅費については、会計年度任用職員に係るものに限る。）との規定となっておりますが、これらに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入でございますが、款1町税につきましては、税目ごとに令和4年度の調定額や近年の決算状況等を勘案いたしまして、前年度より1億3,792万2,000円増額の39億4,051万7,000円を計上いたしました。

款2地方譲与税は、前年度と同額の1億1,200万円を計上いたしました。

款3利子割交付金から款11地方交付税につきましては、国や県からの情報に加え、令和4年度の決算見込額などから積算を行っております。款3利子割交付金は、市町村交付金見込額から前年度より100万円減額の70万円、款4配当割交付金は、前年度より800万円増額の2,000万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額の1,200万円、続いて、款6法人事業税交付金は、前年度より500万円増額の4,000万円、款7地方消費税交付金は、前年度より9,000万円増額の6億4,000万円、款8ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の800万円、款9環境性能割交付金は、前年度より400万円減額の1,400万円、款10地方特例交付金は、前年度より300万円増額の2,700万円、そして最後に、款11地方交付税は、前年度より8,000万円増額の12億円を計上しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

まず、款12交通安全対策特別交付金は、近年の収入実績などから、前年度より77万4,000円減額の510万6,000円を計上いたしました。

款13分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金が主なもので、前年度より241万円減額の6,450万8,000円を計上いたしました。

続きまして、款14使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料、住民基本台帳や戸籍事務の手数料が主なもので、前年度より377万円減額の9,413万5,000円を計上いたしました。

款15国庫支出金は、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金、道路事業費補助金などが主なものでございまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が増額となったことなどによりまして、前年度より1億234万4,000円増額の15億1,040万5,000円を計上いたしました。

款16県支出金は、国庫支出金と同様に、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金のほか、医療保険事業に対する基盤安定負担金や農業費補助金などが主なものでございまして、埼玉県知事選挙費委託金が増額となったことなどにより、前年度より4,485万6,000円増額の8億1,946万1,000円を計上いたしました。

続いて、款17財産収入は、前年度より10万8,000円増額の478万7,000円を計上いたしました。

款18寄附金は、前年度より1億230万円増額の1億1,700万円を計上いたしました。

款19繰入金は、項1基金繰入金といたしまして10億5,358万7,000円を計上いたしました。これは歳入不足額の補填財源や建設事業費の財源、公債費の財源などを目的といたしまして、各基金からの繰入れを行うものでございます。項2特別会計繰入金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計からの繰入金を各1,000円、合計3,000円を科目設定として予算化するものでございます。繰入金の合計は、前年度より1,321万5,000円減額の10億5,359万円となっております。

最後に、款20繰越金は、前年度と同額の1億円を計上いたしました。

続きまして、4ページを御覧ください。

款21諸収入は、町税延滞金などに加え、雑入の埼玉県市町村振興協会市町村交付金や重度医療高額療養費返還金、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などが主なもので、前年度より973万9,000円増額の7,179万1,000円を計上いたしました。

款22町債は、教育債や民生債の増額に伴い、前年度より4億1,230万円増額の7億2,840万円を計上いたしました。

款1町税から款22町債までの歳入合計は105億8,340万円になりまして、前年度より9億7,040万円の増額でございます。

次に、歳出予算の款項別の金額が5ページからとなっております。

款1議会費は、議員報酬や議会だよりの発行など、町議会運営の経費でございますが、令和

5年度におきましては、印刷代の増額などにより、前年度より25万円増額の1億727万4,000円を計上いたしました。

款2総務費は、一般管理給与費や庁舎の管理、情報システムや統計調査など多くの分野の事業がございますが、令和5年度におきましては、旧コミュニティセンター解体工事によりまして、項1総務管理費が増額となります。前年度より1億1,491万1,000円増額の14億2,994万1,000円を計上いたしました。

款3民生費は、医療や介護、障害給付などの社会福祉費、児童手当や保育所の運営などの児童福祉費が主なものでございます。令和5年度におきましては、長幡児童館・長幡公民館複合化改修工事によりまして、項2児童福祉費が増額となりまして、前年度より1億9,457万3,000円増額の39億9,306万8,000円を計上いたしました。

款4衛生費は、予防対策事業や上水道経営健全化事業、広域市町村圏組合清掃施設運営負担金などが主な事業でございますが、令和5年度におきましては、保健センター等複合施設整備事業やコロナワクチン関連費用の増額などによりまして、項1保健衛生費が増額となり、前年度より2億6,876万3,000円増額の9億9,693万3,000円を計上いたしました。

款5農林水産業費は、農業振興事業や土地改良推進事業、農業委員会の運営などが主な事業となっております。令和5年度におきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金の増額などによりまして、前年度より2,771万1,000円増額の1億9,210万3,000円を計上いたしました。

款6商工費は、商工業振興事業や消費生活対策事業が主な事業でございますが、令和5年度におきましては、ふるさと納税返礼品の増額などによりまして、前年度より3,139万3,000円増額の8,317万2,000円を計上いたしました。

款7土木費は、道路、橋梁の新設や維持管理、公園や町営住宅、上里ゴルフ場の運営などが主な事業となっております。令和5年度におきましては、児玉工業団地線事業、橋梁定期点検業務の減額などによりまして、項2道路橋梁費が減額となり、前年度より2,805万5,000円の減額の9億2,689万7,000円を計上いたしました。

6ページを御覧ください。

款8消防費は、広域市町村圏組合消防費負担金や災害対策事業、消防団運営事業などが主な事業となっております。令和5年度におきましては、児玉郡市広域市町村圏組合負担金（消防分）の増額などによりまして、前年度より1,327万6,000円増額の4億2,661万4,000円を計上いたしました。

款9教育費は、小中学校の管理や教育振興、学校給食組合への負担金などに加え、社会教育、スポーツの推進や町民体育館、郷土資料館の管理運営など多岐にわたる事業を実施しております。令和5年度におきましては、七本木小学校校舎棟改修工事費の増額などによりまして、項

2 小学校費が増額となり、多目的スポーツホール計画改修工事費の増額などにより、項 5 保健体育費が増額となりまして、前年度より 4 億 898 万 6,000 円増額の 14 億 5,449 万 5,000 円を計上いたしました。

款 10 公債費は、防災行政無線デジタル化工事に係る緊急防災減債事業債の一部償還完了などに伴いまして、前年度より 6,140 万 8,000 円減額の 9 億 5,268 万 4,000 円を計上いたしました。

続く、款 11 諸支出金は、基金運用利子の積立てが主なもので、現在の基金の運用状況から、前年度と同額の 21 万 9,000 円を計上いたしました。

款 12 予備費は、前年度と同額の 2,000 万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の 100 億 8,340 万円となっております。

次に、7 ページは、第 2 表 債務負担行為でございます。

公共用地先行取得事業は、令和 5 年度に上里町などの依頼に基づき、土地開発公社が先行取得する場合の用地取得に要する費用の債務負担行為となっております。農業近代化資金利子補給は、令和 5 年度の資金貸付けによる利子補給に係る債務負担行為でございます。上里町コミュニティバス運行事業補助金は、期間を令和 6 年度まで、限度額を 5,932 万 2,000 円とする債務負担行為でございます。七本木小学校放課後児童クラブ業務委託は、期間を令和 5 年度から令和 8 年度まで、限度額を 3,410 万 9,000 円とする債務負担行為でございます。消防車両購入は、期間を令和 5 年度から令和 6 年度まで、限度額を 2,650 万 9,000 円とする債務負担行為でございます。

次に、8 ページを御覧ください。

第 3 表 地方債でございます。

庁舎管理事業は、庁舎改修工事に係る地方債でございます。総務関係の地方債として 3,060 万円を限度額とするものでございます。旧コミュニティセンター管理事業は、解体工事に係る地方債でございます。総務関係の地方債として 4,340 万円を限度額とするものでございます。長幡児童館・長幡公民館複合化工事は、複合化改修工事に係る地方債でございます。民生関係の地方債といたしまして 1 億 3,390 万円を限度額とするものでございます。

続く、保健センター等複合施設整備事業は、設計等業務委託に係る地方債でございます。衛生関係の地方債として 5,240 万円を限度額とするものでございます。

次に、道路維持補修事業 7,180 万円、児玉工業団地線事業 1,010 万円、神流リバーサイドロード事業 4,860 万円は、土木関係の地方債として、それぞれ限度額を定めるものでございます。小学校管理運営事業は、七本木小学校校舎棟改修工事及び長幡小学校屋外トイレ改築工事に係る地方債でございます。教育関係の地方債として 2 億 5,760 万円を限度額とするものでございます。臨時財政対策債は、国の地方債計画などにより 8,000 万円の限度額といたしました。合

計で7億2,840万円となっております。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行によるものとし、利率は4.0%以内といたしますが、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と規定しております。

償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、令和5年度の予算編成方針及び一般会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細内容につきましては、総合政策課長が後ほど令和5年度当初予算説明資料で御説明いたします。

続きまして、御提案申しあげました議案第16号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

恐縮です。予算書の11ページを御覧ください。

令和5年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億4,398万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

令和5年度は国保広域化の6年目となります。引き続き、上里町は埼玉県と共同保険者となり、県が定める運営方針に基づき共通認識の下、安定的な運営をはかってまいります。埼玉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度、安定化をはかっております。町は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収といった事業を担ってまいります。

12ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者などの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分となります。前年度より625万9,000円減額の

5億5,095万9,000円を計上いたしました。減額の主な理由は、被保険者の減少によるものです。

款2 使用料及び手数料は、国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料について、科目設定として2,000円を計上いたしました。

款3 国庫支出金は、災害臨時特例補助金について、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、保険給付費の交付金などがございます。前年度より994万4,000円の増額の22億3,822万8,000円を計上いたしました。増額の主な理由は、県の推計により町の歳出である保険給付費の増額が見込まれていることから、普通交付金につきましても同程度の増額となっております。

款5 財源収入は、国保基金の利子収入について、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款6 繰入金は、保険基盤安定分や職員給与費などに対する一般会計や国保基金からの繰入金などがございます。前年度より1,142万3,000円増額の3億4,478万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、職員給与費等繰入金の増額によるものでございます。

款7 繰越金は、前年度と同様に、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款8 諸収入は、国民健康保険税の延滞金や過料、預金利子、雑入などで、前年度と同様の501万円を計上いたしました。

歳入合計は31億4,398万6,000円になりまして、前年度より1,510万8,000円の増額となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1 総務費は、前年度より638万2,000円増額の7,363万9,000円を計上いたしました。項1 総務管理費は、職員給与費、レセプト点検員給与費、電算事務委託などの事務経費や埼玉県国保連合会に対する負担金などで6,781万9,000円を計上いたしました。項2 徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として509万7,000円を計上いたしました。項3 運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費51万5,000円を計上いたしました。項4 趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策のパンフレット代など20万8,000円を計上いたしました。

款2 保険給付費は、前年度より1,567万8,000円増額の22億1,140万7,000円を計上いたしました。項1 療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費・療養費及び審査支払手数料となりまして、19億1,659万3,000円を計上いたしました。項2 高額療養費は、一般被保険者・退職被保険者などを含め2億8,287万6,000円を計上いたしました。項3 移送費は、病気や

けがなどのため移動が困難な患者が、医師の指示により入院や転院した場合に審査を行って、必要と認めた場合に支給するもので、3万3,000円を計上いたしました。項4 出産育児諸費は、出産育児一時金などで900万4,000円を計上いたしました。項5 葬祭諸費は、葬祭費交付金として250万円を計上いたしました。項6 傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のため、労務に服することができない場合に支給するもので、40万1,000円を計上いたしました。

これら保険給付費は、県が示す上里町の医療費推計を参考に計上するものでございますが、全体的に増額となっております。主な要因といたしましては、加入者数は減少しているものの、1人当たりの医療費が増加していることによるものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金は、県が示す保険料収納必要総額を基に上里町が負担する分の納付金でございます。前年度より1,299万8,000円減額の8億517万7,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、県試算に基づく医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の推計結果などにより県全体の納付額が減額となっていることから、これに応じて上里町の納付金額に影響があったものでございます。

款4 共同事業拠出金は、国保連合会への退職医療制度の対象者把握のための拠出金として1,000円を計上いたしました。

款5 保健事業費は、前年度より599万2,000円増額の4,638万3,000円を計上いたしました。項1 保健事業費は、健康づくりのための講師謝礼や人間ドックなどの予防検診補助金として2,154万2,000円を計上いたしました。項2 特定健康診査等事業費は、集団健診や個別健診の経費として2,484万1,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、令和6年度改定に向けたデータヘルス計画作成委託料などによるものでございます。

款6 基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立金として、2,000円の科目設定となります。

款7 諸支出金は、前年度より5万4,000円増額の437万7,000円を計上いたしました。その主な内容ですが、項1 償還金及び還付加算金は、一般被保険者と退職被保険者の保険税還付金、還付加算金、過年度の保険給付費交付金償還金の科目設定などで、437万6,000円を計上いたしました。項2 繰出金は1,000円の科目設定となります。

14ページを御覧ください。

款8 予備費は、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の31億4,398万6,000円となっております。

以上、令和5年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、御提案申し上げました議案第17号 令和5年度上里町介護保険特別会計予算に

ついて御説明いたします。

予算書の17ページを御覧ください。

令和5年度上里町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億5,834万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

18ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 介護保険料は、前年度賦課分4億8,702万4,000円、滞納繰越分100万4,000円を見込みまして、前年度より409万5,000円減額の4億8,802万8,000円を計上いたしました。

款2 国庫支出金は、前年度より533万9,000円減額の3億9,139万9,000円を計上いたしました。項1 交付金は、介護給付費に厚生労働大臣が定める係数を乗じた額で3億4,934万4,000円を計上いたしました。項2 国庫補助金は、調整交付金や地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金などによりまして4,205万5,000円を計上いたしました。

款3 支払基金交付金は、介護給付費と地域支援事業費の27%が社会保険診療報酬支払基金から一律に第2号被保険者分として交付されるもので、前年度より329万円増額の5億4,626万3,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、前年度より65万8,000円増額の3億503万円を計上いたしました。項1 県負担金は、厚生労働大臣が定める係数を介護給付費に乗じた額で、2億8,848万6,000円を計上いたしました。項2 県補助金は、地域支援事業交付金で1,654万4,000円を計上いたしました。

款1の減額に関しましては、第1号被保険者数の減によるものでして、款2の減額に関しましては、調整交付金の減額によるものとなっております。

款3から款4の増額に関しましては、介護給付費等の増になるものとなっております。

続く、款5 繰入金は、前年度より2,504万5,000円増額の4億2,759万5,000円を計上いたしま

した。項1一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業費の町負担分及び低所得者保険料軽減分と事務費分で3億7,339万3,000円を計上いたしました。項2基金繰入金は、5,420万2,000円を計上いたしました。

款5の増額に関しましては、介護給付費及び事務費の増額が主な理由となっております。

款6繰越金は、科目設定といたしまして1,000円を計上いたしました。

款7諸収入は、3万円を計上し、まず、項1延滞金、加算金及び過料は、前年同様1,000円の科目設定、項2雑入は、第三者納付金等で2万9,000円を計上いたしました。

歳入合計は21億5,834万6,000円になりまして、前年度より1,955万9,000円の増額となっております。

次に、19ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1総務費は、前年度より563万1,000円増額の8,238万5,000円を計上いたしました。項1総務管理費は、職員に係る給与費、介護保険事業運営に係る事務経費として4,889万円、項2徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として260万4,000円、項3介護認定審査調査費は、介護認定審査に係る事務経費、介護認定調査員の給料等として3,067万5,000円、項4趣旨普及費は、町民への介護保険制度の周知に係る経費として21万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

款2保険給付費は、前年度より931万9,000円増額の19億6,255万4,000円を計上いたしました。項1介護サービス等諸費は、要介護1から5の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので18億3,392万5,000円、項2介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので3,349万3,000円、項3高額介護サービス等費は4,175万4,000円、項4高額医療合算介護サービス等費は623万7,000円、項5審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に支払う手数料で103万3,000円、項6特定入所者介護サービス等費は4,611万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

款3基金積立金は、科目設定といたしまして1,000円を計上いたしました。

款4地域支援事業費は、前年度より460万9,000円増額の1億1,240万3,000円を計上いたしました。項1包括的支援事業・任意事業費は5,176万5,000円、項2介護予防・日常生活支援総合事業費は6,063万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

款5諸支出金は、前年度同額50万3,000円を計上いたしました。項1償還金及び還付加算金は50万2,000円を計上し、項2繰出金は1,000円の科目設定となります。

款6予備費は、前年度同様50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の21億5,834万6,000円となっております。

以上、令和5年度上里町介護保険特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、御提案申し上げました議案第18号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

恐縮です。予算書の23ページを御覧ください。

令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,144万9,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明させていただきます。

24ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、現年度分と滞納繰越分を含め、前年度より1,559万7,000円増額の2億7,818万7,000円を計上いたしました。予算編成に当たりましては、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合において見込まれた数値を基に計上いたしました。県全体の1人当たり保険料は8万1,258円となっております。町の予算編成に当たりましては、1人当たりの保険料見込額は6万4,225円、被保険者数を4,331人で見込んだ保険料に、予定収納率99.33%で算出しております。増額の主な要因は、被保険者数の増加による影響が上げられます。

款2 使用料及び手数料は、保険料の納付証明手数料として1,000円を計上いたしました。

款3 繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より469万5,000円増額の1億134万6,000円を計上いたしました。広域連合への事務費分、保険基盤安定繰入金分となります。

款4 繰越金は、令和4年度の繰越金として50万円を計上いたしました。

款5 諸収入は、前年度より27万6,000円増額の1,141万5,000円を計上いたしました。項1 延滞金、加算金及び過料と、項2 預金利子は科目設定となります。項3 受託事業収入は、町が実施する健康診査に係る広域連合からの受託料でございます。項4 雑入は、保険料の還付返還金や広域連合からの補助金などとなっております。

歳入合計は3億9,144万9,000円になりまして、前年度より2,056万8,000円の増額となっております。

次に、25ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款1 総務費は、前年度より66万5,000円減額の2,209万4,000円を計上いたしました。項1 総務管理費は、健康診査のための委託料、人間ドック補助金や事務経費などとなります。項2 徴

収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費となります。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より2,123万3,000円増額の3億6,794万3,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、広域連合への共通経費負担金、保険料分の納付金、保険基盤安定分などとなっております。増額の主な要因は、保険料負担分の増額によるものでございます。

款3 諸支出金は、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金として91万2,000円を計上いたしました。

款4 予備費は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の3億9,144万9,000円となっております。

以上、令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、御提案申し上げました議案第19号 令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の29ページをお開きください。

令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,497万5,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定によりまして、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によると規定するものでございます。

恐縮です。30ページを御覧ください。

こちらは、第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 分担金及び負担金は、農業集落排水施設の接続に伴う受益者分担金で、前年度と同額の25万円を計上いたしました。

款2 使用料及び手数料は、前年度より5,000円減額の262万9,000円を計上いたしました。

款3 繰入金は、一般会計からの繰入金といたしまして、前年度より929万2,000円増額の2,049万5,000円を計上いたしました。

款4 繰越金は、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の10万円を計上いたしました。

款5 諸収入は、消費税還付金として1,000円を計上いたしました。

款6 町債は、公営企業会計適用債といたしまして、前年度より400万円増額の1,150万円を計上いたしました。

歳入合計は3,497万5,000円になりまして、前年度より1,328万7,000円増額となっております。次に、31ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1事業費は、農業集落排水の施設、設備に係る維持管理事業費、新たに公営企業会計移行のためのシステム改修等委託といたしまして、前年度より1,251万7,000円増額の2,883万4,000円を計上いたしました。

款2公債費は、借入金に対する償還金といたしまして、前年度より77万円増額の614万1,000円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同じく1,328万7,000円増額の3,497万5,000円となっております。

次に、32ページを御覧ください。

地方債につきまして御説明いたします。

公営企業会計移行に関する業務委託に対しまして、公営企業会計適用債を起すことができることから、限度額を1,150万円と定めるものでございます。

以上、令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、御提案申し上げました議案第20号 令和5年度上里町水道事業会計予算について御説明いたします。

恐縮です。予算書の35ページを御覧ください。

第1条、令和5年度上里町水道事業会計は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。給水戸数は1万3,515戸を予定しております。年間給水量は357立方メートルでございます。1日平均給水量は9,754立方メートルでございます。主な建設改良事業といたしまして、配水管布設工事等で2億5,822万9,000円、老朽管更新事業で4,766万1,000円、浄水場更新事業で2億2,352万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

まず、収益的収入ですが、第1款事業収益は6億4,702万1,000円になります。前年度より5,228万3,000円の増額となります。その内訳でございますが、第1項給水収益の柱である水道料金や加入金などの営業収益は5億9,305万6,000円で、前年度より5,025万4,000円の増額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は5,396万4,000円で、前年度より202万9,000円の増額となります。第3項特別利益は1,000円で、科目設定となっております。

次に、収益的支出でございますが、第1款事業費は5億7,027万8,000円となります。前年度より8,292万3,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項水道施設の維持管理や減

価償却費などの営業費用は5億2,459万1,000円で、前年度より8,182万3,000円の増額となります。第2項企業債利息や消費税納付などの営業外費用は3,768万7,000円で、前年度より110万円の増額となります。第3項不納欠損などの特別損失は400万円で、前年度と同額となります。第4項予備費は400万円で、こちらも前年度と同額となります。

36ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,642万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,333万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,807万6,000円及び繰越利益剰余金処分額2,501万3,000円で補填するものでございます。

次に、資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は6億55万9,000円で、前年度より3億1,077万6,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項建設改良に関わる企業債は4億7,810万円で、前年度より2億3,690万円の増額となります。第2項一般会計からの補助金は947万2,000円で、前年度より1,249万6,000円の減額となります。第3項他事業工事に伴う負担金は1億1,298万7,000円で、前年度より8,637万2,000円の増額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は7億9,698万7,000円で、前年度より3億1,366万6,000円の増額となります。その内訳でございますが、第1項水道管布設工事や浄水場更新工事などの建設改良費は6億536万5,000円で、前年度より3億4,916万9,000円の増額となります。第2項企業債償還金は1億9,162万2,000円で、前年度より3,550万3,000円の減額となります。

第5条は、継続費の総額及び年割額を次のとおりと定めるものでございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名は上里町浄水場施設（機械・電気）更新工事で、総額は5億5,880万円、年度及び年割額はいずれも記載のとおりでございます。

第6条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおりと定めるものでございます。債務を負担する行為をすることができる事項は、有収率向上対策業務委託及び上里町浄水場施設（機械・電気）更新工事施工監理業務委託で、期間及び限度額はいずれも記載のとおりでございます。

37ページを御覧ください。

第7条は、企業債の起債の目的、限度、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。起債の目的は、建設改良事業に限度額4億7,810万円と定めるものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第8条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものでございます。

第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める

ものでございます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、(2)建設改良費、企業債償還金の間の流用でございます。

第10条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、(1)職員給与費5,544万4,000円、(2)交際費1万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

38ページを御覧ください。

第11条、繰越利益剰余金のうち2,501万3,000円を減債積立金に処分するものでございます。

第12条、棚卸試算の購入限度額は849万8,000円と定めるものでございます。

以上、令和5年度上里町水道事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

最後となりますが、御提案申し上げました議案第21号 令和5年度上里町下水道事業会計予算について御説明いたします。

恐縮です。予算書41ページを御覧ください。

まず、第1条、令和5年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。接続戸数は1,252戸を予定しております。年間有収水量は42万4,200立方メートルでございます。1日平均有収水量は1,159立方メートルでございます。主な建設改良事業は、污水管渠築造事業で2億335万8,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収益的収入は、第1款下水道事業収益は2億4,488万8,000円となります。前年度より354万2,000円の増額となります。その内訳でございますが、第1項下水道使用料と他会計負担金などの営業収益は7,368万6,000円で、前年度より5万5,000円の増額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1億7,120万1,000円で、前年度より348万7,000円の増額となります。第3項特別利益は1,000円で、科目設定となります。

次に、収益的支出でございますが、第1款下水道事業費用は2億4,236万9,000円で、前年度より508万2,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項管渠維持管理費や減価償却費などの営業費用は2億237万円で、前年度より528万円の増額となります。第2項企業債利息などの営業外費用は3,899万8,000円で、前年度より19万8,000円の減額となります。第3項特別損失は1,000円で科目設定となります。第4項予備費は100万円で、前年度と同額となります。

続きまして、42ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,309万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

1,518万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,272万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金3,518万4,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は3億9,292万7,000円になります。前年度より1億325万3,000円の増額となります。その内訳といたしましては、第1項建設改良に関わる企業債は2億4,430万円で、前年度より5,310万円の増額となります。第2項国庫補助金は9,100万円で、前年度より4,650万円の増額となります。第3項分担金及び負担金は385万円で下水道受益者負担金になります。前年度より3万8,000円の減額となります。第4項出資金は1,356万3,000円で、一般会計からの出資になります。こちらは前年度より416万5,000円の増額となります。第5項他会計補助金は1,941万4,000円で、一般会計からの補助金になります。前年度より102万円の増額となります。第6項他会計負担金は2,080万円で、県道築造工事に伴う負担金になります。前年度より149万4,000円の減額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は4億7,601万9,000円で、前年度より1億388万6,000円の増額となります。その内訳でございますが、第1項建設改良費は3億4,898万7,000円で、前年度より9,867万8,000円の増額となります。第2項企業債償還金は1億2,703万2,000円で、前年度より520万8,000円の増額となります。

43ページをお願いいたします。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものでございます。起債の目的は、公共下水道事業に限度額1億8,460万円、流域下水道事業建設負担金に限度額3,670万円、資本費平準化債に限度額2,300万円の合計2億4,430万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

続く、第6条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものです。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、建設改良費、企業債償還金の間流用でございます。

44ページを御覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費2,972万2,000円については、その経費の金額をそれ以外経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

以上、令和5年度上里町下水道事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

ただいま御説明させていただきました各議案につきましては、何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。再開は10時20分からとします。

午前10時6分休憩

午前10時21分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。なお、着座にての説明を許可いたします。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君詳細説明〕

○議長（黛 浩之君） 以上をもちまして、令和5年度上里町一般会計予算について、令和5年度上里町国民健康保険特別会計予算について、令和5年度上里町介護保険特別会計予算について、令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、令和5年度上里町水道事業会計予算について、令和5年度上里町下水道事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時59分散会